

環境基準等

(1) 水質汚濁に係る基準

人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下
六価クロム	0.05以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下
ヒ素	0.01以下	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チラウム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	ジマジン (CAT)	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ (ベンチオカルブ)	0.02以下
トリクロロエチレン	0.03以下	ベンゼン	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.01以下	セレン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	ほう素	1以下
ジクロロメタン	0.02以下	ふっ素	0.8以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
		1, 4-ジオキサン	0.05以下

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
琵琶湖 (南・北湖)	AA	水道1級・水産1級・自然環境保全およびA以下の欄に揚げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以下	50 MPN/ 100ml 以下	南湖 (ハ)	北湖 (イ)

(注) 達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

全窒素・全りん的环境基準

(単位：mg/L)

II 類型	T-N		T-P	
	北湖	南湖	北湖	南湖
	0.2以下	0.2以下	0.01以下	0.01以下

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間別 河川数
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	
柳川 安曇川 他9	AA	水道1級・自然環境保全 およびA以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下	(イ) - 5 (ロ) - 1 (ハ) - 5
瀬田川 野洲川 他10	A	水道2級・水産1級・水 浴およびB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MP N/ 100ml 以下	(イ) - 7 (ハ) - 5
宇曾川 家棟川	B	水道3級・水産2級・お よびC以下の欄に掲げる もの(水産3級、工業用水 1~3級、農業用水)	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MP N/ 100ml 以下	(イ) - 1 (ハ) - 1

(注) 達成期間の(イ)は直ちに達成、(ロ)は5年以内に達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

水生生物の保全に係る環境基準

類 型	基準値 (単位: mg/L)
	全亜鉛
生物A、生物特A、生物B、生物特B	0.03以下

(基準値は、年間平均値)

要監視項目に係る指針値

項 目	指針値	項 目	指針値
ニッケル	-	プロピザミド	0.008以下
モリブデン	0.07以下	E P N	0.006以下
アンチモン	0.02以下	ジクロロボス	0.008以下
クロロホルム	0.06以下	フェノブカルブ	0.03以下
t r - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04以下	イプロベンホス	0.008以下
1, 2 - ジクロロプロパン	0.06以下	クロロニトロフェン	-
p - ジクロロベンゼン	0.2以下	トルエン	0.6以下
イソキサチオン	0.008以下	キシレン	0.4以下
ダイアジノン	0.005以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下
フェントロチオン	0.003以下	塩化ビニルモノマー	0.002以下
イソプロチラオン	0.04以下	エピクロロヒドリン	0.0004以下
オキシ銅	0.04以下	全マンガン	0.2以下
クロロタロニル	0.05以下	ウラン	0.002以下

水生生物の保全に係る要監視項目の指針値

類 型	水生生物の生息状況の適応性	指 針 値 (mg/L)		
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.7以下	0.05以下	1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.006以下	0.01以下	1以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	3以下	0.08以下	1以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	3以下	0.01以下	1以下

地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位:mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.03以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1,4-ジオキサン	0.05以下

有害物質に係る排水基準

(単位:mg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例(上乘せ条例)	(参考)※水質汚濁防止法
カドミウム及びその化合物	0.01	0.1
シアン化合物	0.1	1
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る)	検出されないこと	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.05	0.5
砒素及びその化合物	0.05	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
PCB	0.003	0.003
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06
トリクロロエチレン	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	0.1
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1
ほう素	10	10
ふっ素	8	8
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	100	100

生活環境項目で業種共通のものに係る排水基準

(単位：水素イオン濃度および大腸菌群数を除きmg/L)

項 目	許 容 濃 度	
	公害防止条例(上乘せ条例)	(参考)※水質汚濁防止法
水素イオン濃度(pH)	6.0～8.5	5.8～8.6
ノルマンヘキサン (鉱油類含有量)	5	5
抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	20	30
フェノール類含有量	1	5
銅含有量	1	3
亜鉛含有量	1	2
溶解性鉄含有量	10	10
溶解性マンガン含有量	10	10
クロム含有量	0.1	2
大腸菌群数	3000個/ml	3000個/ml
アンチモン含有量	0.05	—
排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないこと及び色、臭気を帯びていないこと。		—

- 備考
1. この表に掲げる排水基準は日平均排水量10m³以上の特定事業場について適用する。
 2. この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては日平均値とする。

BOD、COD、SS、窒素、りんに係る排水基準

① BOD、COD、SSに係る基準

(単位：mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	BOD		COD		SS	
		既設	新設	既設	新設		
製 造 業	食料品 製造業	10~30	100	60	100	60	90
		30~50	70	50	70	50	90
		50~1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	弁当 製造業	10~30	90	30	90	30	90
		30~50	70	30	70	30	90
		50~1000	50	30	50	30	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	繊維工業	10~30	80	60	80	60	90
		30~50	60	50	60	50	90
		50~1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	化学工業	10~30	70	40	70	40	90
		30~50	40	30	40	30	90
		50~1000	30	20	30	20	70
		1000以上	20	15	20	15	70
	ゼラチン 製造業	10~30	70	40	70	40	90
		30~50	50	40	50	40	90
		50~1000	40	30	40	30	70
		1000以上	30	20	30	20	70
その他の 製造業	10~30	70	40	70	40	90	
	30~50	40	30	40	30	90	
	50~1000	30	20	30	20	70	
	1000以上	20	15	20	15	70	
そ の 他 の 業 種 等	畜産施設	10以上	120	120	120	120	150
	し尿処理 施設	10以上	30	20	30	20	70
	下水道終末 処理施設	10以上	20	20	20	20	70
	し尿 浄化槽	10以上かつ 51人~100人	60	20	60	20	60
		101人~200人	30	20	30	20	60
		201人~500人	30	20	30	20	60
		501人以上	20	20	20	20	60
	その他の 事業所	10~30	90	30	90	30	90
		30~50	70	30	70	30	90
		50~1000	50	30	50	30	70
1000以上		40	30	40	30	70	

② 窒素、りんに係る基準

(単位：mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	窒素		りん	
		既設	新設	既設	新設
食料品 製造業	10~30	40	30	8	2
	30~50	25	20	4	2
	50~1000	20	12	3	1.5
	1000以上	15	10	2	1
弁当 製造業	10~30	60	45	8	6
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2
繊維工業	10~30	40	30	6	2
	30~50	15	12	2	1.2
	50~1000	12	8	1.5	0.8
	1000以上	10	8	1	0.5
化学工業	10~30	20	15	5	2
	30~50	12	10	2	1.2
	50~1000	10	8	1.5	0.8
	1000以上	8	8	1	0.5
ゼラチン 製造業	10~30	20	15	5	2
	30~50	20	15	2	1.2
	50~1000	15	10	1.5	0.8
	1000以上	12	10	1	0.5
その他の 製造業	10~30	40	20	2	2
	30~50	15	12	1.5	1
	50~1000	12	8	1.2	0.6
	1000以上	8	8	0.8	0.5
畜産施設	10以上	80	45	25 ※16	15
し尿処理 施設	10以上	20	10	2	1
下水道終末 処理施設	10~3000	20	20	1	0.5
	3000以上	20	15	1	0.5
し尿 浄化槽	10以上かつ 51人~100人	60	45	8	6
	101人~200人	60	40	8	5
	201人~500人	60	40	8	5
	501人以上	25	20	5	5
その他の 事業所	10~30	60	45	8	6
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2

備考 基準値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては日間平均値とする。

※ サービス業に係るものに適用される基準

水浴場の水質判定基準

① 判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

ア 糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。

イ 「不適」でない水浴場について、糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD および透明度によって「水質AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」および「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」および「水質 C」であるものを「可」とする。

- 各項目が全てが「水質 AA」以上である水浴場を「水質 AA」(水質が特に良好な水浴場)とする。
- 各項目が全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」(水質が良好な水浴場)とする。
- 各項目が全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
- これら以外のものを「水質 C」とする。

区 分		糞便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水 質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	3mg/L 以下	全 透 (1 m以上)
	水 質 A	100個/100ml 以下	油膜が認められない	3mg/L 以下	全 透 (1 m以上)
可	水 質 B	4 00個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1 m未満～ 50cm以上
	水 質 C	1, 000個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1 m未満～ 50cm以上
不 適		1, 000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによるものは評価の対象外とする。

② 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

ア 「水質 B」または「水質 C」と判定されたもののうち、糞便性大腸菌群数が400個/100ml を超える測定値が1以上あるもの。

イ 油膜が認められたもの。

(2) 大気汚染に係る基準

大気汚染に係る環境基準

汚 染 物 質	環 境 基 準
二酸化窒素 (NO ₂) ※1	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM) ※3	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント ※2	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化いおう (SO ₂) ※3	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 (CO) ※3	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) ※3	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること
ベンゼン ※4	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン ※4	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン ※4	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン ※4	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類 ※5	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

備考1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

平成21年9月9日に環境基準が設定された。

4. ※1：長期的評価（年間）のもの

※2：短期的評価（条件どおり）のもの

※3：長期的評価（年間）と短期的評価（条件どおり）があるもの

※4：有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係るもの

※5：ダイオキシン類に係る環境基準

光化学スモッグ注意報等の発令基準

区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時

(3) 騒音・振動に係る基準

騒音に係る環境基準

時 間 区 分		2 区 分 (昼／ 6：00～22：00) (夜／22：00～ 6：00)
地域の類型と基準値	類型	基準値(昼／夜)
①特に静穏を要する地域	A A	50dBdB/40dB
②住居専用地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	A	a. 55dB/45dB b. 60dB/55dB c. 70dB/65dB
③住居系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	B	a. 55dB/45dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
④商工業系地域 a. 一般地域 b. 車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	C	a. 60 dB/50 dB b. 65 dB/60 dB c. 70 dB/65 dB
1)評価対象 2)評価手法 3)達成期間 4)「道路に面する地域」の定義 5)「幹線道路」の定義 6)「幹線道路近接空間」の定義 7)屋内基準について		1)道路に面する地域の全戸数(推計可) 2)等価騒音レベル(Leq) 3)10年または可及的すみやかに 4)交通騒音が支配的音源(距離不問) 5)高速道、自動車道、国道、県道、4車線以上の市町村道 6)道路端から一定距離の範囲内 2車線以下：15m／2車線超：20m 7)幹線道路近接空間において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準を昼45 dB/夜40 dBとする

自動車騒音に係る要請限度

	区域の区分	昼間 午前6時 ～午後10時	夜間 午後10時 ～午前6時
1	a区域およびb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域および c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

※ a～c区域は騒音の環境基準の地域類型A～C類型をそれぞれ適用

道路交通振動の要請限度

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
		午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時
第1種区域		65 dB	60 dB
第2種区域	(I)	70 dB	65 dB
	(II)		

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備 考
I	70 dB以下	Iをあてはめる地域：主として住居の用に供される地域
II	75 dB以下	IIをあてはめる地域：商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(4) ダイオキシン類に係る基準

項 目	基 準 値
大 気 環 境 基 準	0.6 pg-TEQ/m ³
水 質 環 境 基 準	1 pg-TEQ/L
底 質 環 境 基 準	150 pg-TEQ/g
土 壌 環 境 基 準	1,000 pg-TEQ/g

- 備考 1. 大気環境基準および水質環境基準は、同一測定点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。
 2. 土壌環境基準は、1回の測定結果をもって評価する。
 3. 土壌に関して、他媒体への影響等の調査を開始する目安となる調査指標値は250 pg-TEQ/gである。

滋賀県環境審議会の審議状況（平成22年度）

審議会名	開催年月日	審議内容
総会	平成22年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選出について ・「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)」の改訂について(諮問) ・琵琶湖総合保全部会の設置、所属部会指名について ・環境審議会各部会の活動概要について
環境企画部会	平成22年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について ・滋賀県環境学習推進計画の改定について(諮問) ・環境学習推進計画改定検討小委員会の設置について
	平成23年1月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)滋賀県環境学習推進計画(第2次)の答申案について <p>【→平成23年1月6日に環境審議会会長から知事へ答申】</p>
環境学習推進計画改定検討小委員会を10月25日、11月29日の2回開催		
温暖化対策部会	平成22年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長選出について ・滋賀県域からの温室効果ガス排出量(2007年)について ・滋賀県低炭素社会実現のための行程表について ・(仮称)滋賀県地球温暖化対策推進条例について
	平成22年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県低炭素社会実現のための行程表について ・滋賀県における低炭素社会実現のための新たな条例の検討内容について
	平成22年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(素案)について ・滋賀県低炭素社会実現のための行程表について
水・土壌・大気部会	平成22年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度公共用水域水質測定結果について(報告) ・平成22年度大気調査結果について(報告)
	平成23年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度公共用水域・地下水水質測定計画について(審議) ・平成22年度地下水水質調査結果について(報告)
廃棄物部会	平成22年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・3R取組の現況と課題、今後のあり方について
	平成22年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの方向性等について ・適正処理の方向性等について ・RD最終処分場問題について(報告)
	平成22年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次滋賀県廃棄物処理計画(素案)について ・旧RD最終処分場有害物調査について(報告)
	平成22年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次滋賀県廃棄物処理計画(答申案)について
	平成23年1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会会長から知事へ答申
自然環境部会	平成22年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定沓掛鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問) ・県指定鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問) ・県指定鹿ヶ瀬・黒金鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問) ・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の見直しについて(諮問)
	平成22年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画(第2期)(案)について(諮問) ・平成22年度生育・生息地保護区の指定について(諮問)
	平成23年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖国定公園計画の一部変更について(報告) ・外来生物モニタリング調査の概要について(報告)

温泉部会	平成 22 年 8 月 25 日	・温泉掘削許可申請について(1件) ・動力装置許可申請について(1件)
	平成 23 年 2 月 25 日	・動力装置許可申請について(1件)
琵琶湖総合 保全部会	平成 22 年 7 月 30 日	・マザーレイク 21 計画の改訂にかかる学術委員会からの提言について ・マザーレイク 21 計画の改訂にかかる骨子(案)について
	平成 22 年 9 月 17 日	・マザーレイク 21 計画の改訂にかかる素案について
	平成 22 年 11 月 16 日	・マザーレイク 21 計画の改訂にかかる原案について
	平成 23 年 2 月 7 日	・マザーレイク 21 計画の改訂にかかる審議会答申案について

審議会等委員名簿（敬称略・五十音順）

1 滋賀県環境審議会委員名簿

（任期：平成22年6月1日～平成24年5月31日）

氏名	主 な 職	部 会 割（●部会長）							備考
		環境企画	温暖化対策	水・土壌・大気	廃棄物	自然環境	温泉	琵琶湖総合保全	
		環境政策課	温暖化対策課	琵琶湖政策課	循環社会推進課	自然環境保全課	生活衛生課	琵琶湖政策課	
生 駒 哲 造	社団法人 滋賀県獣医師会					○			
石 津 緒	近畿運輸局長		○	○					
岩 田 康 子	有限会社ブルーベリーフィールズ紀伊國屋 代表取締役社長	○				○			
上 田 薫	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 監事	○							
占 部 武 生	龍谷大学理工学部 教授	○			●				
岡 田 登美男	滋賀県野鳥の会 会長	○				○		○	
小 栗 邦 夫	近畿農政局長		○	○				○	
小 鳥 輝 男	社団法人滋賀県医師会 副会長			○	○				
笠 原 三紀夫	中部大学総合工学研究所 教授	○	●	○	○				
上 総 周 平	近畿地方整備局長		○	○	○			○	
亀 田 哲 郎	滋賀森林管理署長		○	○		○		○	
河 瀬 玲 奈	京都大学大学院工学研究科 助教		○					○	
川 地 武	滋賀県立大学 名誉教授	○		●	○		○		副会長
北 出 肇	（公募委員）			○				○	
高 坂 雄 三	社団法人滋賀県建設業協会 専務理事				○				
坂 本 陽 子	滋賀県青年団体連合会 主事		○		○				
須 藤 明 子	株式会社イーグレット・オフィス 専務取締役					○			
高 村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科 教授	○	○					○	
武 富 安 子	滋賀県小学校教育研究会 家庭科部会長	○			○				
田 崎 正 善	医師					●			
津 野 洋	京都大学大学院工学研究科 教授	●						●	会長
外 村 富 子	（公募委員）	○			○				
鳥 塚 五十三	滋賀県漁業協同組合連合会 代表理事会長			○				○	
中 睦	弁護士					○			
長 尾 正 彦	近畿経済産業局長		○	○	○		○		
中 西 長 嗣	滋賀県農業会議 常任会議員			○				○	
中 村 満	特定非営利活動法人NPOびわ湖環境 理事長	○	○	○	○				
西 川 喜代治	滋賀県市長会 副会長（高島市長）	○	○		○				
西 田 咲 子	滋賀県地域女性団体連合会 常任理事	○		○				○	
西 田 潤 一	大谷大学 名誉教授					○			
濱 崎 元 彌	社団法人滋賀県獺友会 会長					○		○	
針 谷 了	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 副理事長					○			
平 山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 講師					○		○	
深 町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂 准教授			○		○			
藤 井 滋 穂	京都大学大学院地球環境学堂 教授			○					
藤 澤 直 広	滋賀県町村会 副会長（日野町長）				○			○	
松 井 利 仁	京都大学大学院工学研究科 准教授			○	○				
松 井 正 文	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授	○				●			
松 山 正 己	滋賀県森林組合連合会 代表理事会長					○		○	
諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科 教授	○	○		○				
谷 内 茂 雄	京都大学生態学研究センター 准教授	○	○					○	
山 本 悦 子	（公募委員）	○	○						
吉 田 郁 雄	滋賀経済同友会 幹事（滋賀経済団体連合会 推薦）		○					○	
和 田 安 彦	関西大学大学院 教授		○	○	○				
44名		17	16	17	16	10	6	17	

平成23年10月24日現在

2 滋賀の環境自治を推進する委員会委員名簿

(任期:平成23年7月25日~平成26年7月24日)

氏名	役職名等
遠藤 幸太郎	弁護士
島田 禮介	弁護士、元名古屋高等裁判所長官
清水 礼子	大津家庭裁判所調停委員
宗宮 功	京都大学名誉教授、龍谷大学名誉教授
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授

3 滋賀県環境影響評価審査会委員名簿

(任期:平成23年3月1日~平成26年2月28日)

氏名	役職名等	備考
浅見 佳世	株式会社里と水辺研究所取締役	
占部 武生	龍谷大学理工学部教授	会長
奥村 晃代	甲賀市水口歴史民俗資料館文化財調査員	
定森 秀夫	滋賀県立大学人間文化学部教授	
諏訪 浩	東京大学空間情報科学研究センター客員研究員	副会長
鳥居 春己	奈良教育大学自然環境教育センター教授	
樋口 能士	立命館大学理工学部准教授	
藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部准教授	
松井 利仁	京都大学大学院工学研究科准教授	
山崎 亨	アジア猛禽類ネットワーク会長	
遊磨 正秀	龍谷大学理工学部教授	
和田 桂子	(財)琵琶湖淀川水質保全機構琵琶湖・淀川水質浄化研究所次長 兼 技術開発部長	

4 滋賀県ヨシ群落保全審議会委員名簿

(任期:平成23年7月10日~平成25年7月9日)

氏名	役職名等	備考
池見 喜八郎	大津市雄琴学区自治連合会会長	
石津 文雄	針江生水の郷委員会	
植田 潤	日本野鳥の会滋賀支部保護研究部長	
大野 朋子	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 助教	
金子 有子	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター専門研究員	
佐々木 弘二	独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所長	
佐野 静代	同志社大学文学部文化史学科准教授	
田井中 敏夫	琵琶湖ヨシ環境事業協同組合副理事長	
竹田 正彦	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長	
田中 信弘	伊庭内湖の自然を守る会	
鳥塚 五十三	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事長	
橋川 渉	草津市長	
藤田 アニコー	公募委員	
目野 美輝代	公募委員	
森本 幸裕	京都大学大学院地球環境学堂教授	会長

平成23年10月25日現在

5 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会委員名簿

(任期:平成22年12月19日～平成24年12月18日)

氏名	団体名および役職名
相 阪 滋	滋賀県小型船協会 理事
東 幸 代	滋賀県立大学 人間文化学部 准教授
今 井 尚 美	びわ湖放送(株) 業務統括
小 田 一 朗	滋賀県釣り団体協議会 会長
須 藤 陽 子	立命館大学法学部 教授
高 田 昌 彦	琵琶湖を戻す会 代表
高 橋 さち子	龍谷大学 非常勤講師
田 淵 比早子	日本ジェットスキー協会 オフィシャルスタッフ
釣 谷 康	(社)日本舟艇工業会 専務理事
中 野 栄美子	公募委員
西 川 喜代治	高島市長
新 川 達 郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科長
古 川 宗 寿	NPO法人瀬田漕艇倶楽部 監事
阪 東 太 郎	公募委員
望 月 幸 三	滋賀県漁業協同組合連合会 副会長

6 滋賀県景観審議会委員名簿

(任期:平成21年10月1日～平成24年9月30日)

氏名	役職
小 浦 久 子	大阪大学大学院工学研究科准教授
柴 山 直 子	柴山建築研究所代表取締役、一級建築士
外 園 勝	公募委員
竹 中 仁 美	滋賀県商工会女性部連合会会長
立 岡 功 次	公募委員
中 嶋 節 子	京都大学大学院人間・環境学研究科准教授
西 村 敏 男	滋賀県警察本部生活環境課長
西 本 椰 枝	旅行作家
福 山 聖 子	画 家
藤 田 保	滋賀県広告美術協同組合副理事長
藤 本 英 子	京都市立芸術大学美術学部准教授
村 上 修 一	滋賀県立大学環境科学部准教授
村 上 弘	立命館大学法学部教授
山 崎 正 史	立命館大学理工学部教授
山 本 勝 義	社団法人滋賀県建築士会会長

7 滋賀県森林審議会委員名簿

(任期:平成21年12月1日～平成23年11月30日)

氏名	現職名・所属等
明井克子	公募
浅香剛	NPO・ボランティア
市川智史	滋賀大学准教授
浦田和栄	林研グループ女性部長
亀田哲郎	滋賀森林管理署長
河島明美	建築士
坂野上なお	京都大学助教
須藤明子	獣医師
中本清治	指導林家
野瀬宇一郎	滋賀県木材協会会長
松山正己	滋賀県森林組合連合会 代表理事会長
三浦美香	公募
宮浦富保	龍谷大学教授
目片信	滋賀県林業協会会長(大津市長)
吉田昌之	京都大学名誉教授

平成23年6月8日現在

8 滋賀県公害審査会委員名簿

(任期:平成21年11月1日～平成24年10月31日)

氏名	役職名等	備考
荒川葉子	弁護士	
遠藤幸太郎	弁護士	会長
川端和子	社団法人 滋賀県薬剤師会会長	
坂口康一	社団法人 滋賀経済産業協会会長	
清水芳久	京都大学大学院工学研究科教授	
辻村照代	滋賀医科大学医学部講師	
樋口能士	立命館大学理工学部准教授	
細田光藏	社団法人 滋賀県医師会副会長	
増田啓子	龍谷大学経済学部教授	
吉田和宏	弁護士	